

TDK ラムダ グループ
グリーン調達基準書

第 28 版

※TDK グリーン調達基準書と統合しました
TDK ラムダグループ グリーン調達ガイドラインは、
名称を TDK ラムダグループ グリーン調達基準書に変更しました

2020 年 4 月 16 日

TDK ラムダ株式会社

環境品質統括部

製品環境 G

目次

項目	Page
はじめに	3
1. グリーン調達基準書について	4
1-1. 目的	4
1-2. 適用範囲	4
1-3. 用語の定義	4
1-4. 保証について	6
1-5. 秘密保持	6
1-6. 改訂	6
1-7. お問い合わせ	6
2. 環境関連物質基準	7
2-1. 禁止物質の含有禁止	7
2-2. 含有管理物質の申告	7
2-3. 含有化学物質調査	7
2-4. 購入品の化学物質含有情報に変更が発生した場合	9
2-5. 付属書に引用される外部団体の基準に追加・変更が発生した場合	9
2-6. 再調査への対応	9
2-7. 本基準書改訂時の対応	9
3. 関連文書および資料	10
4. 制定・改訂履歴	11
5. 主な改訂点	12

TDK ラムダは、この度 TDK グループの一員として環境保護活動を更に推進するため、グリーン調達ガイドラインをグリーン調達基準書と名前を改め、TDK グリーン調達基準書と同じ内容に統合致しました。

【 TDK ラムダ 環境理念 】

地球を守るということは、その美しい自然と限りある資源を大切にすることです。それは世界の人人々にとっての義務でもあります。

TDK ラムダはこの地球環境の保全を最重要課題に掲げ、全社的に取組むと共にひとりひとりが社会の一員として積極的にその活動に参加します。

はじめに

TDK グループは地球環境保護のための活動を行っています。

企業活動にとって地球環境保護は、人類の持続可能な発展を成し遂げる上で最重要課題のひとつであり、その取り組みが企業価値を高めると共に、一つ一つの積み重ねが国際社会に貢献する時代になっています。 TDK では、環境に対する責任を果たすため、「環境憲章・環境ビジョン*1」を定め、環境ビジョン 2035 では「ライフサイクル的視点での CO2 排出原単位を 2035 年までに半減する」を目標としています。 お取引先様との関係においては、環境負荷低減に貢献する生産資材を優先的に調達することを目的として、1999 年 4 月に TDK グリーン調達基準書（初版）を制定し「環境配慮型製品の創出」にご協力を頂いております。

この度、国内外の環境関連法規制や社会的要求の変化、および技術の進歩に対応するために、本基準書を改訂し、発行させていただくことと致しました。お取引先様におかれましては、弊社の環境に対する取り組み及び本基準書の内容をご理解いただき、サプライチェーン一体となった環境対応にご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

*1 弊社の環境に対する取り組みの詳細については、当社のホームページをご覧ください。

TDK web site - サステナビリティ - 環境 - 環境方針・環境ビジョン

英語：https://www.tdk.com/corp/en/sustainability/environmental_responsibility/sus03100.htm

日本語：https://www.jp.tdk.com/corp/ja/sustainability/environmental_responsibility/sus03100.htm

中国語：https://www.jp.tdk.com/corp/zh/sustainability/environmental_responsibility/sus03100.htm

2020年4月1日

TDK 株式会社

SCM & 経営システム本部 調達・ロジスティクスグループ

1. グリーン調達基準書について

1-1 目的

本基準書は、TDK グループがグリーン調達活動を推進するにあたり、「含有を禁止する化学物質（禁止物質）」と「含有を管理する必要がある化学物質（含有管理物質）」を明確にすることにより、お取引先様から、環境負荷低減に貢献し、社会的責任を果たせる購入品を優先的に調達することを目的とします。

1-2 適用範囲

本基準書は、TDK グループが物品を調達し、または、製造等の委託をするお取引先様（以下 総称して「お取引先様」といいます）および、お取引先様が TDK グループに販売、納入する購入品に適用されます。ただし、TDK グループより、本基準書に加えて または、別途含有化学物質に関する基準を個別に要求する場合、個別の要求が優先します。

1-3 用語の定義

本基準書において以下の用語は、それぞれ定義された意味を持つものとします。

(1) TDKグループ

TDK 株式会社が直接または間接的に総株主の議決権の過半数を保有する国内外の会社をいう。

(2) 購入品

「購入品」とは、お取引先様が TDK グループに販売、納入する物品のうち、以下の(i)～(iv)のいずれかに該当する物品をいう。

(i) 化学品(chemical)

「化学品」とは、欧州(EC) No 1907/2006 REACH 規則 タイトル 1 第 2 章 第 3 条 1 項の物質 (Substance) および、2 項の調剤(Preparation)をいう。

(例) 金属材料、金属酸化物、樹脂ペレット、ペースト、はんだ、バインダー、接着剤、塗料・インク等

(ii) 部品

「部品」とは、欧州(EC) No 1907/2006 REACH 規則 タイトル 1 第 2 章 第 3 条 3 項の成形品 (article) をいう。

(例) 電子部品、機構部品、絶縁テープ・フィルム等

(iii) 包装材

「包装材」とは、(ii) 部品の内、TDK 製品を配送・保護・識別するために用いる物品をいう。

(例) トレイ、袋、緩衝材、ステプラー(Stapler)、段ボール、リール、テープ、ラップ、ラベル、取扱説明書やインデックスカード等

対象外:2次汚染をしないで回収・再利用されるパレットやコンテナ、通箱

(iv) その他購入品

「その他購入品」とは、お取引先様が TDK グループに販売、納入する上記(i)～(iii)以外の物品の内、TDK グループが本基準書の適用を指定した物品および、お取引先様が本基準書の適用を表明した物品をいう。

(例) 治具・工具類、事務用品、金型、設備等で TDK グループが指定した物品

(3) 化学物質

「化学物質」とは、元素(単体)および化合物(合金を含む)をいう。

(4) 環境関連物質

「環境関連物質」とは、人体や環境または社会的に影響を与えるか、または与える可能性があるとして TDK グループが指定した環境関連物質リスト(付属書 1)に記載した化学物質をいう。

(5) 禁止物質

「禁止物質」とは、環境関連物質のうち、環境関連物質リスト(付属書 1)の「禁止物質 A-1」、「禁止物質 A-2」、「禁止物質 A(補足)」に記載した化学物質をいう。

(6) 含有管理物質

「含有管理物質」とは、環境関連物質のうち、環境関連物質リスト(付属書 1)の「含有管理物質 A」に記載した化学物質をいう。

(7) 含有

「含有」とは、購入品中に成分・内容物として化学物質が含まれていることをいう。

(8) 意図的添加

「意図的添加」とは、購入品中にある目的のために特定の化学物質を故意に含有させることをいう。

(9) 不純物

「不純物」とは、購入品中に含有されている物質のうち、精製過程で技術的に除去しきれない物質、または、合成反応過程で生じ、技術的に除去しきれない物質をいう。

(注) 半導体デバイス等を製造するためのドーパント(Dopant)については、意図して添加される物もありますが、実質的に半導体デバイスに極めて微量に残存しているドーパントは不純物として取り扱います。

(10) 適用除外

「適用除外」とは、特定の用途に限り、含有量を正確に記載して適用除外の申告をした場合に禁止物質または含有管理物質の対象から除外することをいう。

(11) 用途

「用途」とは、化学物質が使用される購入品への用途をいう。

禁止の有無、閾値、適用除外の区別等は、用途ごとに付表にて定めています。

(注) 化学物質が使用される購入品への用途とは、TDK グループが使用する用途ではなく、たとえば、購入品の繊維製品を構成するためにホルムアルデヒドを添加することを用途といい、付表の記載が下記の場合は、含有禁止となります。

物質名	要求事項区分	対象の用途
ホルムアルデヒド	含有禁止	繊維製品

(12) 閾値(いきち、または、しきいち)

「閾値」とは、購入品の部位ごとに含有する化学物質の許容濃度であり、付属書にて定めた値をいう。

(注) 閾値の定義を「部位ではなく、製品総重量あたりの含有率」とする法律もありますが、本基準書では「部位あたりの含有率」を原則として定めています。

(13) 部位

「部位」とは、それ以上分離出来ない均質材料(Homogeneous material)部分をいう。

(14) 均質材料(Homogeneous material)

「均質材料」とは、均質で機械的に異なる材料へ分離できない素材をいう。

「均質」とは、全体的に一様な組成であることを意味し、「機械的に分離できない」とは、ねじ外し、切断、破砕、粉砕および研磨などによって分離できないことを指します。

(例) プラスチック、セラミック、ガラス、金属、めっき皮膜、紙、樹脂、インク、コーティング材、塗料等

1-4 保証について

- (1) 購入品については、本基準書への適合、および、ご提出いただく書類に記載された情報について正確かつ漏れが無いことを保証していただきます。なお、購入品または購入品の原材料がお取引先様以外の会社で製造される場合においても、お取引先様の責任の下、購入品および購入品の原材料に関する正確かつ漏れが無い情報をお知らせいただく必要があります。
- (2) 本基準書への適合が購入品の仕様の一部をなす場合、前二項の保証違反を含む本基準書への不適合は購入品の瑕疵とみなします。

1-5 秘密保持

ご提出頂いた資料は、原則 TDK グループ内部での使用に限定いたしますが、公的機関または、TDK グループの納入先から資料開示の要求があった場合は、お取引先様が特定できないことなどを配慮のうえ開示する場合がございますので、予めご了承のほどお願いします。

お取引先様の個人情報につきましては、適正な取扱いに関する法令その他の規範を遵守します。

1-6 改訂

本基準書は、国内外の各種法規制、社会的要求の変化等により、改訂することがあります。

1-7 お問い合わせ

本基準書でお願いする資料の提出・報告およびお問い合わせは、TDK グループの要求部門、または、下記へお願いします。

TDK ラムダ株式会社

環境品質統括部 品質保証部 製品環境グループ

TEL: 0258-23-0260

FAX: 0258-21-1115

2. 環境関連物質基準

2-1 禁止物質の含有禁止

購入品は、原則として禁止物質を含有してはいけません。ただし、付属書1に定める各禁止物質の閾値に満たない量が不純物として含有される場合、または、購入品の納入に先立ち、購入品が禁止物質を含有することを自ら正確に申告した場合はこの限りではありません。

2-2 含有管理物質の申告

購入品に含有管理物質が含有される場合、お取引先様は、購入品の納入に先立ち、購入品が含有管理物質を含有することを自ら正確に申告しなくてはなりません。ただし、付属書1に記載された各管理物質の閾値に満たない量が不純物として含有される場合はこの限りではありません。

2-3 含有化学物質調査

TDK グループより、お取引先様に本基準書に関連する調査を依頼した場合、お取引先様が、2-1 および2-2 の規定によって自ら含有物質の申告をされる場合、または、適用除外の申告をされる場合は、付属書2の「提出資料一覧」の購入品の種別に該当する書類を正確に作成の上、速やかにご提出ください。

2-4 購入品の化学物質含有情報に変更が発生した場合

購入品の化学物質含有情報(構成成分や含有量など)に変更、または、変化が生じた場合、直ちに含有化学物質調査の情報を更新いただくと共にその旨を書面にて TDK グループへご連絡ください。

2-5 付属書に引用される外部団体の基準に追加・変更が発生した場合

付属書に定める禁止物質および含有管理物質には、各国の法律上の要請 (REACH, RoHS など) による、または GADSL など外部団体が独自に定める禁止物質および含有管理物質のリスト(以下単に「リスト」といいます)が引用されています。TDK グループが、法律上の要求、顧客や社会的要求を満たすためにはリストへの適合が必須であることから、お取引先様にはリストを定期的にご確認いただき、適用される最新のリストの要求事項を満足する購入品を納入いただきますようお願い致します。リストの変更により購入品が変更されたリストの要求事項を満足していないことが判明した場合は、リスト変更日より30日以内に含有化学物質調査の情報を更新いただくと共にその旨を書面にて TDK グループまでご連絡ください。ご報告が無い場合は、変更されたリストの要求事項は、保証されたものとみなします。なお、リストは、TDK グループの意向にかかわらず、またお取引先様へ個別に予告されることなく変更されますので、予めご了承ください。

2-6 再調査への対応

法改正、顧客要求の変更、本基準書の改訂その他の事由により、TDK グループが必要と判断した場合、全てまたは特定の購入品について、含有化学物質調査の再提出をお願いすることがあります。

お取引先様は、その場合、速やかに含有化学物質調査の再提出をお願いします。

ただし、例示のような補完する手段にて代替する場合があります。

(a) 変更部分に関する不使用保証書、不使用証明書等

(b) 特定の要求事項に関する不使用保証書、不使用証明書等

2-7 本基準書改訂時の対応

TDK グループが本基準書を改訂した場合、お取引先様は、速やかにその内容をご確認願います。改訂により購入品が本基準書を満足しなくなったときは、当該改訂から 30 日以内に、含有化学物質調査の情報を更新いただくと共にその旨を書面にて TDK グループへご連絡ください。ご連絡が無い場合、変更された本基準書への適合を保証されたとみなします。

3. 関連文書および資料

付属書 1. 環境関連物質リスト

具体的な化学物質名称については付属書 1 を参照のこと。

付属書1の見方

要求事項区分	閾値	意味
含有禁止	—	意図的添加を禁止とし、また、不純物としても含有されてはならない。
含有禁止	< 1000ppm	意図的添加を禁止とし、また、不純物としての含有においても 1000ppm 未満でなければならない。
含有管理	—	意図的添加による、また不純物としての含有にかかわらず、含有を把握している場合は、その含有量を明確にして申告しなければならない。
含有管理	< 1000ppm	意図的添加による、また不純物としての含有にかかわらず、その含有量が 1000ppm を超える場合は、含有量を明確にして申告しなければならない。
適用除外	—	特定の用途に限り、別途特別の定めがなければ、含有量を正確に記載して適用除外の申告をした場合に禁止物質や含有管理物質の対象から除外することをいう。

(注) 特定の法律 (RoHS 指令、ELV 指令等) 要求が「以下(≦)」であっても、顧客要求等に配慮し、この基準書で「未満(<)」と定めている場合があるので注意すること。

付属書 2. 提出資料一覧

付属書 3. 分析方法

4. 制定、改訂履歴

2004年4月1日	第1版
2004年12月15日	第2版
2005年1月21日	第3版
2006年4月26日	第4版
2006年11月29日	第5版
2008年2月27日	第6版
2008年10月8日	第7版
2008年11月5日	第8版
2009年11月27日	第9版
2011年3月8日	第10版
2012年1月17日	第11版
2012年7月13日	第12版
2013年1月31日	第13版
2013年8月20日	第14版
2013年12月27日	第15版
2014年9月1日	第16版
2015年1月7日	第17版
2015年7月23日	第18版
2015年12月28日	第19版
2016年7月21日	第20版
2016年11月15日	第21版
2017年2月10日	第22版
2017年9月22日	第23版
2018年5月7日	第24版
2018年8月7日	第25版
2019年1月31日	第26版
2019年9月2日	第27版
2020年4月3日	第28版

5. 主な改訂点

- TDK ラムダグループ グリーン調達ガイドラインを TDK グリーン調達基準書に統合した。
- 付属書 1. 環境関連物質リストの改訂
 - PFOA の追加(禁止物質 A-1)

PFOA は、REACH 規則の Annex XVII から EU POPs 規則に移行するため、禁止物質として追加した。
 - 赤リンの追加(禁止物質 A-2)

社団法人 電子情報技術産業協会(JEITA)は、「適切な防湿処理が施されていない赤リンが樹脂の難燃剤として使用されている場合のトラブルの発生」について注意喚起を發しました。樹脂の絶縁劣化や端子の腐食による発煙や発火等の重大事故のリスクを考慮して、高リスク用途に限定された赤リンの使用を制限することとした。
 - フタル酸エステルに関する規定の改訂(含有管理物質 A)

含有管理物質 A の「フタル酸エステル類グループ 1 およびグループ 2」に関する規定は、禁止物質 A-1 の「REACH(EC)No. 1907/2006 Annex XVII(制限物質)」に含まれているため、重複と矛盾を回避するために含有管理物質 A から削除した。

禁止物質A-1

化学物質名	CAS No.	要求事項区分	閾値	対象の用途	引用した法令など
カドミウム/カドミウム化合物	IEC62474 あるいは GADSL参照	含有禁止	<100ppm	包装材料、電池と下記の適用除外を除く全て (包装材料・電池は、禁止物質(補足)を参照のこと)	1-8,18
		適用除外	—	「EU RoHS 2011/65/EU Annex III/IV」, 「ELV 2000/53/EC Annex II」 最新版掲載の用途	
六価クロム化合物	IEC62474 あるいは GADSL参照	含有禁止	<1000ppm	包装材料と下記の適用除外を除く全て (包装材料は、禁止物質(補足)を参照のこと)	1-8,18
		適用除外	—	「EU RoHS 2011/65/EU Annex III/IV」, 「ELV 2000/53/EC Annex II」 最新版掲載の用途	
鉛/鉛化合物	IEC62474 あるいは GADSL参照	含有禁止	<1000ppm	包装材料、電池と下記の適用除外を除く全て (包装材料・電池は、禁止物質(補足)を参照のこと)	1-8,18
		適用除外	—	「EU RoHS 2011/65/EU Annex III/IV」, 「ELV 2000/53/EC Annex II」 最新版掲載の用途	
水銀/水銀化合物	IEC62474 あるいは GADSL参照	含有禁止	<1000ppm	包装材料、電池と下記の適用除外を除く全て (包装材料・電池は、禁止物質(補足)を参照のこと)	1-11,18
		適用除外	—	「EU RoHS 2011/65/EU Annex III/IV」, 「ELV 2000/53/EC Annex II」 最新版掲載の用途	
特定臭素系難燃剤の ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)	IEC62474 あるいは GADSL参照	含有禁止	<1000ppm	プラスチック(樹脂)製品	1,3-6,8,18
特定臭素系難燃剤の ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE類)	IEC62474 あるいは GADSL参照	含有禁止	<1000ppm	プラスチック(樹脂)製品	1,3-6,8,18
フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP)	117-81-7	含有禁止	<1000ppm	全ての用途	39
ブチルベンジルフタレート(BBP)	85-68-7	含有禁止	<1000ppm	全ての用途	39
ジブチルフタレート(DBP)	84-74-2	含有禁止	<1000ppm	全ての用途	39
ジイソブチルフタレート(DIBP)	84-69-5	含有禁止	<1000ppm	全ての用途	39
ヘキサブロモシクロドデカン (HBCD) および、全ての主要ジアステレオ異性体	IEC62474 参照	含有禁止	—	全ての用途	3,30,38
パーフルオロオクタン酸 (PFOA), その塩お よび PFOA関連化合物	IEC62474 あるいは GADSL参照	含有禁止	<25ppb	物質、混合物または成形品中のPFOAまたはその塩。	28,38
			<1000ppb (1ppm)	物質、混合物または成形品中のPFOA関連化合物の総量。	
REACH規則 Annex XVII (制限物質)	ECHA (欧州化学品庁)の 最新情報を参照 https://echa.europa.eu/substances-restricted-under-reach	含有禁止	法律要求に 準じる	個別の物質毎に規定される制限用途による	3
“GADSL Reference List”に収載された Classification(分類)が “P(禁止:Prohibited)” または “D/P(申告/禁止:Declarable/Prohibited)” の物質	GADSL Webサイト “GADSL Reference List”最新情報を参照 http://www.gadsl.org	含有禁止	<1000ppm (Listに表記 されない限り 0.1wt%)	個別の物質毎に規定される制限用途による	—

GADSLとは

Global Automotive Stakeholder Group (GASG)が公開する“Global Automotive Declarable Substance List (GADSL)”に表示される物質のこと(常に最新版が有効)

<http://www.gadsl.org>

IEC62474とは

International Electrotechnical Commission(IEC)が公開する電気・電子機器製品に関する国際規格:IEC62474に表示される物質のこと(常に最新版が有効)

<http://std.iec.ch/iec62474>

禁止物質A-1 適用除外リスト(EU RoHS 2011/65/EU)

EU RoHS 2011/65/EU Annex III

EU RoHS 2011/65/EU Annex IV (医療機器および監視および制御機器(カテゴリー8&9)に特化した適用除外リスト)

http://ec.europa.eu/environment/waste/rohs_eee/legis_en.htm

禁止物質A-1 適用除外リスト(ELV 2000/53/EC)

ELV 2000/53/EC Annex II

http://ec.europa.eu/environment/waste/elv_index.htm

禁止物質A-2

化学物質名	CAS No.	要求事項区分	閾値	対象の用途	引用した法令など
アスベスト類	IEC62474 参照	含有禁止	-	全ての用途	3,21
一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料	IEC62474 参照	含有禁止	< 30ppm	人体に継続的に触れる機能として作られた製品の人体接触部(皮革製品、繊維製品)	3
ヒ素/ヒ素化合物	IEC62474 参照	含有禁止	< 1000ppm	下記の適用除外を除く全ての用途	3
		適用除外	-	成分としてヒ素を含有する化合物半導体、プリント基板の銅箔接着部	-
フッ素化温室ガス(HFC, PFC, SF6)	IEC62474 参照	含有禁止	-	全ての用途	22
ホルムアルデヒド	50-00-0	含有禁止	-	複合木材製品(合板、粒子ボード、MDF)または部品	23
		含有禁止	< 75ppm (製品)	繊維製品	24
		適用除外	-	上記以外の用途	-
ニッケル	7440-02-0	含有禁止	0.5µg/cm ² /week (製品)	長時間皮膚に触れる可能性のある用途	3
オゾン層破壊物質	IEC62474 参照	含有禁止	-	全ての用途	25-27
パーフルオロオクタン sulfon 酸塩(PFOS) C8F17SO2X(X=OH, 金属塩、ハロゲン化合物、アミドおよびポリマーを含む派生物質)	-	含有禁止	-	全ての用途	28-30
フェノール、2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ビス(1,2-ジメチルエチル); 2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	3846-71-7	含有禁止	-	全ての用途	30
ポリ塩化ビフェニル類(PCB類)	IEC62474 参照	含有禁止	-	全ての用途	3,21,30
ポリ塩化ターフェニル類(PCT)	61788-33-8	含有禁止	-	全ての用途	3,21,30
ポリ塩化ナフタレン類(塩素数≥2)	IEC62474 参照	含有禁止	-	全ての用途	30
放射性物質	IEC62474 参照	含有禁止	-	全ての用途	31-33
3置換有機スズ化合物 例:トリブチルスズ類(TBT), トリフェニルスズ類(TPT)化合物	IEC62474 参照	含有禁止	スズ換算 < 1000ppm	全ての用途	3
ビス(トリブチルスズ) = オキシド(TBTO)	56-35-9	含有禁止	< 1000ppm	全ての用途	3
フマル酸ジメチル(DMF)	624-49-7	含有禁止	< 0.1ppm	全ての用途	3
ジブチルスズ化合物(DBT)	IEC62474 参照	含有禁止	スズ換算 < 1000ppm	全ての用途	3
ジオクチルスズ化合物(DOT)	IEC62474 参照	含有禁止	スズ換算 < 1000ppm	・皮膚に触れる繊維・壁、フロアカバー ・2成分室温硬化モールドキット(RTV-2 モールドキット)	3
赤リン ※	7723-14-0	含有禁止	-	電極間の電気絶縁部に使用する樹脂系部材の難燃剤 例:上記の用途で採用する部材の代表例を以下に示す。 ただし、これに限定されない。 コネクタ、ACコード、ACアダプタ、ACインレット、ACアウトレット、DCプラグ、DCジャック、電源スイッチ、端子台、ファンモータ、トランス用ボビン、インダクタ用ボビン、台座、コアケース、など	-
		適用除外	-	(I)電極間の電気絶縁部に使用する樹脂系部材の難燃剤以外の用途 (II)含有禁止対象の難燃剤であり、2020/4/1時点で採用実績がある樹脂系部材(樹脂材料)においては、下記を満たすもの。 ・赤リン粒子に防湿コート又はそれと同等の対策(安定化処理)が施されていること	-

※ chemSHERPAの物質リストには、赤リンの登録がないので、任意報告物質として記入をしてください。

禁止物質A(補足)

包装材料用途に関する事項

化学物質名	要求事項区分	閾値 (計算の基準)	対象の用途	引用した法令など
カドミウム 六価クロム 鉛 水銀	含有禁止	4重金属合計 *1) <100ppm	下記の適用除外を除く包装材	12
	適用除外	—	通い箱	—

*1) カドミウム・鉛・水銀・六価クロムは、包装を構成する各部材・塗料・インクごとにて、個々で閾値未満であると共に、4重金属合計で100ppm未満とする。

電池または蓄電池に関する事項

化学物質名	要求事項区分	閾値	対象の用途	引用した法令など
水銀/ 水銀化合物 *1)	含有禁止	<5ppm (製品)	電池または蓄電池(ボタン電池以外) *2) *4)	13
		<20000ppm (製品)	電池または蓄電池(ボタン電池) *2) *4)	13
カドミウム/ カドミウム化合物 *1)	含有禁止	<20ppm (製品)	下記の適用除外を除く携帯型電池または蓄電池 *3)	13
	適用除外	—	非常灯を含む緊急警報システム、医療用機器、コードレス電動工具に使用する携帯型電池または蓄電池 *3)	13
鉛/ 鉛化合物 *1)	含有禁止	<40ppm (製品)	アルカリ性二酸化マンガン亜鉛電池	14
	含有禁止	<2000ppm (製品)	非アルカリ性二酸化マンガン亜鉛電池	14
	適用除外	—	上記以外の電池または蓄電池	—
過塩素酸塩	含有禁止	<0.006ppm (製品)	コインセル電池	16

*1) 「電池および蓄電池、ならびに使用済み電池および蓄電池、ならびに指令91/157/EECの廃止に関するEU指令」(2006/66/EC)では、閾値未満であっても表示義務が課せられるので注意すること。

*2) 電池または蓄電池とは、化学エネルギーを直接変換することにより電気エネルギーを発生させるものであり、単一または複数の一次電池セル(充電不可)、あるいは単一または複数の二次電池セル(充電可)によって構成されるものを意味する。

*3) 携帯型電池または蓄電池とは、以下に該当する電池、ボタン電池、電池パック、蓄電池を意味する。*2) *4) *5)
 (a)密閉されている。
 (b)手で持ち運び可能である。
 (c)産業用の電池または蓄電池ではなく、自動車用の電池または蓄電池でもない。*6) *7)

*4) ボタン電池とは、補聴器、腕時計、小型携帯機器、バックアップ電源などの特殊目的に使用される、直径が高さより大きく、小型で円形の携帯型電池または蓄電池を意味する。

*5) 電池パックとは、相互に接続されていて、および/または最終ユーザーが分割または開封することを意図しない完全なユニットを構成するように、外部ケース内に密封されている電池または蓄電池セットを意味する。

*6) 産業用電池または蓄電池とは、産業用または業務用専用に設計されている電池または蓄電池、あるいは各種の電気車両に使用されている電池または蓄電池を意味する。

*7) 自動車用電池または蓄電池とは、自動車用スターター、ライト、点火の電源に使用される電池または蓄電池を意味する。

*8) 「電池および蓄電池、ならびに使用済み電池および蓄電池、ならびに指令91/157/EECの廃止に関するEU指令」(2006/66/EC)には、EU加盟各国の法律で追加要求事項が定められる場合があるので注意すること。

含有管理物質A

化学物質名	CAS No.	要求事項区分	閾値	対象の用途	引用した法令など
ハロゲン/ハロゲン化合物 (ただし有機臭素化合物・ 有機塩素化合物のみ)	-	含有管理	臭素分、塩素分各 <900ppm およびその合計 <1500ppm	全ての用途 ただし、PBB類、PBDE類、HBCDを除く。 [例:臭素系難燃剤(TBBPA等を含む)、 有機塩素化合物(塩素系難燃剤、PVC等を含む)]	19,20
REACH規則 Candidate List of substances of very high concern for Authorisation に収載された物質	ECHA(欧州化学品庁)の ホームページより Caandidate List最新版を 参照 http://echa.europa.eu/web/guest/candidate-list-table	含有管理	<1000ppm	全ての用途	3
ベリリウム/ベリリウム化合物	GADSL 参照	含有管理	<1000ppm	下記の適用除外を除く全ての用途	35
		適用除外	-	ベリリウム-銅合金; ベリリウム-ニッケル合金; ベリリウム-金合金	-
セレン/セレン化合物	GADSL 参照	含有管理	<1000ppm	下記の適用除外を除く全ての用途	36
		適用除外	-	光学部品でセレン化亜鉛を含有したもの (例:反射鏡、レンズ); 日本工業規格が定めたセレンを含有した ステンレス鋼	-
アンチモン/アンチモン化合物	GADSL 参照	含有管理	<1000ppm	全ての用途	
過塩素酸塩	IEC62474 参照	含有管理	<0.006ppm	全ての用途	16
"GADSL Reference List"に掲載された Classification(分類)が、 "D(申告:Declarable)"の物質	GADSL Webサイト "GADSL Reference List" 最新情報を参照 http://www.gadsl.org	含有管理	<1000ppm (Listに表記 されない限り 0.1wt%)	個別の物質毎に規定される制限用途による	-

GADSLとは

Global Automotive Stakeholder Group (GASG)が公開する"Global Automotive Declarable Substance List (GADSL)" に表示される物質のこと(最新版が有効)

<http://www.gadsl.org>

IEC62474とは

International Electrotechnical Commission(IEC)が公開する電気・電子機器製品に関する国際規格:IEC62474に表示される物質のこと(最新版が有効)

<http://std.iec.ch/iec62474>

引用した特定法規制および業界標準のリスト

付属書1. 環境関連物質リスト_グリーン調達基準書(第28版)

1	2011/65/EU (EU、通称:RoHS指令);
2	2000/53/EC (EU、ELV 指令およびそれに続く修正);
3	(EC) No. 1907/2006 (EU、REACH規則);
4	電器電子製品有害物質使用制限管理法(中国、通称:中国版RoHS);
5	電気・電子製品および自動車の資源循環に関する法律(韓国、通称:韓国版RoHS);
6	再生資源の利用の促進に関する法律(日本、電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法:J-MoSS);
7	電子機器廃棄物リサイクル法(米国カリフォルニア州、SB 20,Chapter 526, 修正項SB 50 とAB 575);
8	化学製品の危険低減に関する法令(スイスORRChem);
9	水銀危険低減法(米国ルイジアナ州);
10	一般法23-24.9および 2007年の修正(米国ロードアイランド州、水銀低減及び教育に関する法律);
11	水銀暴露の包括的管理に関する法律(米国バーモン州);
12	94/62/EC (EU、通称:EU包装指令)
13	2006/66/EC (EU、通称:EU 電池指令);
14	GB 24427-2009(アルカリ性および非アルカリ性亜鉛-二酸化マンガン電池中の水銀・カドミウム・鉛含有量の規制用件) 中国;
15	乾電池の製造、輸入および販売に関する規制(台湾);
16	過塩素酸塩汚染防止法(米国カリフォルニア州、2007年1月1日施行);
17	電池の取扱いおよび廃棄に関する § 27-0719(米国ニューヨーク州、環境保全法- タイトル 7);
18	IEC 62474(国際電気標準会議規格);
19	IPC-4101(エレクトロニクスをつなぐ協会規格);
20	IEC 61249-2-21(国際電気標準会議規格);
21	有害物質規制法(米国環境保護庁(EPA)、通称:TSCA);
22	(EC)No.842/2006 (EU、特定のフッ素化温室効果ガスに関する EC 規則);
23	カリフォルニア大気資源委員会(CARB)により定められる規則(米国カルフォルニア州);
24	ホルムアルデヒド規制(オーストリア、BGBl.No.1990/194);
25	オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書(ウイーン条約);
26	(EC)No.1005/2009 (EU、オゾン層枯渇物質に関連する規則);
27	大気浄化法(米国環境保護庁(EPA));
28	(EU) No 850/2004 (EU、残留性有機汚染物質に関連する規則);
29	SOR/SOR/2008-178(カナダ、パーフルオロオクタン sulfon酸およびその塩化合物に関する規則);
30	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(日本、通称:化審法);
31	96/29/Euratom (EU、放射線物質に関する指令);
32	核原料物質、核燃料物質および原子炉の規制に関する法律(日本);
33	米国原子力規制委員会(NRC)により定められる連邦規則(米国);
34	製品規制 FOR-2004-06-01-0922(ノルウェー);
35	DIGITALEUROPE/CECED/AeA/EERA ガイダンス [DIGITALEUROPE、CECED (欧州家電協会) と EERA (欧州電気電子製品リサイクル協会) との合意文書];
36	水質汚濁防止法(日本);
37	ドッド・フランク ウォール街改革及び消費者保護法(米国、通金融規制改革法)第1502条(紛争鉱物条項);
38	残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約);
39	2015/863/EU (EU、RoHS指令の制限物質に4種のフタル酸エステルを追加する欧州委員会委任指令);
40	空欄

付属書 2. 提出資料一覧

付属書2. 提出資料一覧_グリーン調達基準書(第28版)

1. 提出資料一覧

提出資料	対象となる購入品	備考
含有化学物質情報 chemSHERPA	化学品	chemSHERPA(CI):ご提出時における最新版Formatにてご提出してください。
	部品 包装材	chemSHERPA(AI):ご提出時における最新版Formatにてご提出してください。
精密分析データ	化学品 部品 包装材	鉛・カドミウム・水銀・6価クロムの4物質を必須とします。 分析データが、複数になる場合は、部位と分析データの対応表もご提出してください。
SDS(Safety Data Sheet)	化学品	法規制物質を含有する化学品は、ご提出を必須とします。
責任ある鉱物調達チェックシート	化学品 部品	様式-1 をご記入の上、ご提出してください。
個別要求による情報提供	TDKグループが 指定した購入品	TDKグループより、個別に依頼します。
製品・部材に含有される化学物質 に関する『非含有保証書』	化学品 部品	様式:EMS-010-1A_JE(第8版) / Form:EMS-010-1A_JE(Ver_8) をご記入の上、 ご提出してください。
梱包材に含有される化学物質に関 する『非含有保証書』	包装材	様式:EMS-010-2 (第8版) / Form:EMS-010-2 (Ver.8) をご記入の上、ご提出 してください。

2. 提出資料の記載方法および注意点

(1) 含有化学物質情報

- 含有化学物質情報の調査Formatは、chemSHERPAを標準Formatとします。
- chemSHERPAのFormatは定期的に更新されますので、chemSHERPA websiteの最新版にてご提出ください。
chemSHERPA website: <https://chemsherpa.net/>
- 購入品に含有する化学物質は、chemSHERPAの成分情報の伝達基準に基づき、報告してください。
任意報告を利用した管理対象物質以外のフルデクラレーションを事業部門から個別に依頼させていただく場合があります。
- フルデクラレーションに対応する場合に標準Format以外での回答をご希望の場合、弊社 資材管理部までお問い合わせください。
- 用途により適用除外となる場合でも、環境関連物質について意図的添加がある場合、および、閾値を超える不純物としての含有を認識されている場合、環境関連物質について成分の記載が必要です。

(2) 精密分析データ

- 分析対象は、「EU RoHS 2011/65/EU Annex III/IV」,「ELV 2000/53/EC Annex II」最新版掲載の用途と通箱を除く購入品とします。
定められた分析方法によって分析したデータをご提出ください。
- 分析データが、複数になる場合は、部位と分析データの対応表もご提出ください。
- データの有効期限は、特に定めませんが、品質に影響を与える変更があった場合は、再提出をしてください。
- 弊社事業部門より、別途分析データに関する基準を個別に要求する場合、個別の要求が優先します。
(ハロゲンやフタル酸の分析データ、更新期限に関する依頼など)

(3) SDS(Safety Data Sheet)

- 労働者の健康被害回避や環境保護、生態系保護等を目的とした化学物質の適切な管理のため、法的に指定された化学物質を含有する場合は提出を必須とします。

(4) 責任ある鉱物調達チェックシート

- スズ・タンタル・タングステン・金、および、コバルト含有ありの場合、TDKグループより、別途CMRT(Conflict Minerals Reporting Template)、および、CRT(Cobalt Reporting Template)のご提出を依頼する場合があります。

(5) 個別要求による情報提供

- TDKグループの顧客要求への対応などにより、個別要求による情報提供をお願いする場合があります。
(例) 指定化学物質の精密分析試験報告書、CMRT(Conflict Minerals Reporting Template) など

(6) 非含有保証書の提出

- 弊社で禁止している物質が含有されていないこと、及び適用除外の証明として提出してください。

付属書 3. 分析方法

付属書3. 分析方法_グリーン調達基準書(第28版)

- (1) 分析方法は、IEC62321に準拠してください。
- (2) 分析対象については、部位単位で定量分析を実施し分析結果が閾値以内であること。
- (3) 分析時の定量下限値は、以下例示以外の方法であっても、前処理と測定装置の組合わせて、水銀5ppm未満、カドミウム5ppm未満、総クロム2ppm未満、鉛30ppm未満のそれぞれを保証できれば良いものとする。
- (4) データを証明書として使用する場合は、試験方法を明記すること。
- (5) 本基準書ではPBBs、PBDEsの分析は要求しないが、顧客要求等に対応するために分析する場合は、この方法を推奨する。
- (6) 本基準書ではDEHP、BBP、DBP、DIBPの分析は要求しないが、顧客要求等に対応するために分析する場合は、この方法を推

化学物質名	前処理	分析装置
カドミウム/カドミウム化合物 鉛/鉛化合物 クロム/クロム化合物	硫酸・硝酸・塩酸・フッ化水素酸・過酸化水素酸などの存在下で湿式分解法(加圧分解含む)、硫酸存在下での灰化法、密閉容器内での加圧酸分解法(マイクロウェーブ分解法)などによって溶液化する。溶液中に沈殿物が生じた場合は、フッ酸分解・アルカリ熔融分解などによって完全に溶解して溶液化する。	誘導結合プラズマ発光分光分析装置(ICP-AES, ICP-OES) 誘導結合プラズマ質量分析装置(ICP-MS) 原子吸光分析装置(AAS, FLAAS)
水銀/水銀化合物	加圧分解または還流冷却付分解フラスコを用い、水銀の揮散を防ぎ、硫酸・硝酸・過マンガン酸カリウムなどで溶液化する。またはマイクロウェーブ分解法などを用いても良い。	還元気化ICP発光分光分析装置(ICP-AES, ICP-OES) 誘導結合プラズマ質量分析装置(ICP-MS) 原子吸光分析装置(還元気化、加熱気化)
六価クロム化合物	熱水抽出などの溶出法、アルカリ溶液分解法などによって水溶液中に六価クロムを溶出する。	吸光光度計、 イオンクロマトグラフ分析装置など
PBBs・PBDEs(参考)	有機溶媒で溶解またはソックスレー抽出を行い、シリカゲルカラム処理を行い溶液化する。	ガスクロマトグラフ質量分析装置(GC-MS) など
DEHP・BBP・DBP・DIBP(参考)	IEC 62321-8 『電気・電子機器の特定物質測定』 準拠	ガスクロマトグラフ質量分析装置(GC-MS)

責任ある鉱物調達チェックシート

発行日 : _____

会社名 : _____

部署名 : _____

記入者名 : _____

当社がTDKグループに納入する下記の製品、または、部品・材料について対象鉱物の含有有無を回答します。

整理 番号	発行元品名/シリーズ品名	発行元品番/型番	対象鉱物	該当にCheck	
				有り	無し
1			錫/錫化合物		
			タンタル/タンタル化合物		
			タングステン/タングステン化合物		
			金/金化合物		
			コバルト/コバルト化合物		
2			錫/錫化合物		
			タンタル/タンタル化合物		
			タングステン/タングステン化合物		
			金/金化合物		
			コバルト/コバルト化合物		
3			錫/錫化合物		
			タンタル/タンタル化合物		
			タングステン/タングステン化合物		
			金/金化合物		
			コバルト/コバルト化合物		

**製品・部材に含有される化学物質に関する『非含有保証書』
 Non-Containing Guarantee of Chemical Substances**

[メーカー保証] Manufacturer:

当社は、当社(当社の子会社・関連会社を含む)がTDKラムダ株式会社(子会社・関連会社を含む)に納入する下記製品又は部材に、TDKラムダ株式会社の「グリーン調達基準書」に基づき、下記に記載する化学物質に関して、TDKラムダ株式会社の定めた許容基準を満たす事を保証致します。

We, manufacturer, (and our subsidiaries and affiliates) hereby guarantee that the following listed products and components/materials that we supply to TDK-LAMBDA K.K (and their subsidiaries and affiliates) do not contain the following chemical substances exceeding threshold level specified by TDK-Lambda K.K. in accordance with "TDK-LAMBDA Group Green Procurement Standard".

[メーカー] Manufacturer: 会社名 Company Name

部署名 Division Name

責任者名 Name of responsible person 印

担当者名 Signature: 印

TEL(Phone)

E-mail

[代理店保証] Distributor:

当社(代理店)は、納入する下記製品又は部材が[メーカー]が上記保証した対象物であることを保証いたします。

We Distributor, hereby guarantee that the following listed products and components/materials that we supply to TDK-LAMBDA K.K (and their subsidiaries and affiliates) are the products and components/materials which Manufacture guaranteed as above.

[代理店] Distributor: 会社名 Company Name

責任者名 Signature: 印

1. 対象化学物質とその許容基準(The object chemical substance and its threshold level)

NO	対象物質群 Substances name	用途 Applications of substance and scope of the standards	許容基準 Threshold Level (Impurities density)
1	カドミウム及びその化合物 Cadmium and Cadmium Compounds	適用除外以外の用途 All applications other than the Exemptions	< 100 ppm
		適用除外の用途 Usage under Exemption	除外基準による Based on list of exemption
2	鉛及びその化合物 Lead and lead compounds	適用除外以外の用途 All applications other than the Exemptions	< 1,000 ppm
		適用除外の用途 Usage under Exemption	除外基準による Based on list of exemption
3	水銀 Mercury and Mercury Compounds	全ての用途 All applications	< 1,000 ppm
		適用除外の用途 Usage under Exemption	除外基準による Based on list of exemption
4	六価クロム Hexavalent Chromium and Hexavalent Chromium Compounds	全ての用途 All applications	< 1,000 ppm
5	PBB PBB (Polybrominated Biphenyls)	全ての用途 All applications	< 1,000 ppm
6	PBDE(Deca-BDE含む) PBDE (Polybrominated Biphenyl Ethers) & Deca-BDE	全ての用途 All applications	< 1,000 ppm
7	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) Bis (2-ethylhexyl) phthalate (DEHP) CAS NO. 117-81-7	全ての用途 All applications	< 1,000 ppm
8	ブチルベンジルフタレート Butyl benzyl phthalate (BBP) CAS NO. 85-68-7	全ての用途 All applications	< 1,000 ppm
9	ジブチルフタレート Dibutyl phthalate (DBP) CAS NO. 84-74-2	全ての用途 All applications	< 1,000 ppm
10	ジイソブチルフタレート Diisobutyl phthalate (DIBP) CAS NO. 84-69-5	全ての用途 All applications	< 1,000 ppm

2. 対象製品名または部材名 (Target Product / Component / Material)

No	品目コード Item Code	品名 Product Name	型式 Catalog Number	除外コード Exemption code	備考(除外用途等記載) Note (Exemption)
例	00011111	FET	2SK*****	7(a)	
1					
2					
3					
4					
5					

尚、記入しきれない場合は、対象品リストを別紙で添付して下さい。* Items, in case more than 5, can be listed and attached to this document.

3. その他 Others

2項記載の製品または部材において、材料変更・製造場所変更・製造工程変更等が発生する場合は、1項記載の学物質含有量が基準値を満たすことを確認し、あらかじめ本保証書を提出致します。

If there is any change of material/production location/production process etc. for the above items, we will confirm the content of chemical substances is less than the threshold level which described in section1. And will submit this "Non-Containing Guarantee of Chemical Substances" to TDK-LAMBDA K.K. before its delivery.

尚、対象の化学物質が上記許容基準を超えて含有された製品または部材が貴社へ納入された場合、当社の責任において誠意を持って対応致します。

In case that the items which contain the above listed substances exceeding the threshold levels delivered to TDK-LAMBDA K.K, we will take appropriate action to recover the status, in good faith, on our own responsibility and expense.

梱包材に含有される化学物質に関する『非含有保証書』 Non-Containing Guarantee of Chemical Substances for Packaging Materials

[メーカー保証]

当社は、当社(当社の子会社・関連会社を含む)がTDKラムダ株式会社(子会社・関連会社を含む)に納入するTDKラムダ株式会社の製品を梱包する部材について、「グリーン調達基準書」に基づき、下記に記載する化学物質に関して、TDKラムダ株式会社の定めた許容基準を満たす事を保証致します。

We, manufacturer, (and our subsidiaries and affiliates) hereby guarantee that the following listed on packing materials that we supply to TDK-LAMBDA K.K (and their subsidiaries and affiliates) do not contain the following chemical substances exceeding threshold level specified by Densai-Lambda K.K. in accordance with "TDK-LAMBDA Group Green Procurement Standard".

[メーカー] Manufacturer: 会社名 Company Name
部署名 Division Name
責任者名 Name of responsible person 印
担当者名 Signature: 印
TEL(Phone)
E-mail

[代理店保証]

当社(代理店)は、納入する下記製品又は部材が[メーカー]が上記保証した対象物であることを保証いたします。

We Distributor, hereby guarantee that the following listed products and components/materials that we supply to TDK-LAMBDA K.K (and their subsidiaries and affiliates) are the products and components/materials which Manufacture guaranteed as above.

[代理店] Distributor: 会社名 Company Name
責任者名 Signature: 印

1. 対象化学物質とその許容基準 The object chemical substance and its threshold level

NO	対象物質群 Substances name	用途 Applications of substance and scope of the standards	許容基準 Threshold Level (Impurities density)
1	PVC Polyvinyl chloride(PVC) and PVC blends	包装材料(製品を配送・保護するための材料) (トレイ、袋、緩衝材、シート、ラップ、段ボール、テープ、結束バンド、ラベル、印刷インキ、塗料など。但し、通い箱やサイト間の輸送に使用する場合は除く)	意図的使用なし Intentional non-use
2	カドミウム、鉛、水銀、6価クロム Cadmium, Lead, Mercury, Hexavalent chromium	Application as packing materials (for distributing and protecting DL products) (Examples: Trays, bags, cushioning material, sheets, wraps, carton box, tapes, tie bands, labels, printing inks, paints, and the line. Reusable shuttling boxes are exempt.)	合計 * Total * <100ppm
3	PBB	全ての用途 All applications	<1000ppm
4	PBDE (Deca-BDE含む) (Polybrominated Biphenyl Ethers) & Deca-BDE	全ての用途 All applications	<1000ppm
5	塩化コバルト Cobalt dichloride	塩化コバルトを含むシリカゲル、又は湿度インジケータ Prohibition of the use of Sillica-gel bag containing Cobalt dichloride.	意図的使用なし Intentional non-use
6	フタル酸エステル Phthalates ・フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) Bis (2-ethylhexyl) phthalate (DEHP) CAS NO. 117-81-7 ・ブチルベンジルフタレート Butyl benzyl phthalate (BBP) CAS NO. 85-68-7 ・ジブチルフタレート Dibutyl phthalate (DBP) CAS NO. 84-74-2 ・ジイソブチルフタレート Diisobutyl phthalate (DIBP) CAS NO. 84-69-5	包装材料(製品を配送・保護するための材料) (トレイ、袋、緩衝材、シート、ラップ、段ボール、テープ、結束バンド、ラベル、印刷インキ、塗料など。但し、通い箱やサイト間の輸送に使用する場合は除く) Application as packing materials (for distributing and protecting products) (Examples: Trays, bags, cushioning material, sheets, wraps, carton box, tapes, tie bands, labels, printing inks, paints, and the line. Reusable shuttling boxes are exempt.)	合計 * Total * <1000ppm

* :許容値は包装材を構成する各部材・塗料・インクごとに、4物質の合計値とする。

詳細は「TDKラムダ(株)グリーン調達基準書」 DL-EMS-010 参照

* Threshold level is defined to be total containing value of 4 substances in each component.

They are defined for every component to constitute. Refer to "TDK-LAMBDA Green Procurement Standard "DL-EMS-010" for further details.

2. 対象製品名または部材名 Target Product / Component / Material

No	品目コード Item Code	品名 Product Name	型式 Catalog Number
例	00011111	PCパック	PC-122
1			
2			
3			
4			
5			

尚、記入しきれない場合は、対象品リストを別紙で添付して下さい。

* Items, in case more than 5, can be listed and attached to this document.

3. その他 Others

2項記載の製品または部材において、材料変更・製造場所変更・製造工程変更等が発生する場合は、1項記載の化学物質含有量が基準値を満たすことを確認し、あらかじめ本保証書を提出致します。

If there is any change of material/production location/production process etc. for the above items, we will confirm the content of chemical substances is less than the threshold level which described in section1. And will submit this "Non-Containing Guarantee of Chemical Substances" to TDK-LAMBDA K.K. before its delivery.

尚、対象の化学物質が上記許容基準を超えて含有された製品または部材が貴社へ納入された場合、当社の責任において誠意を持って対応致します。

In case that the items which contain the above listed substances exceeding the threshold levelis delivered to TDK-LAMBDA K.K, we will take appropriate action to recover the status, in good faith, on our own responsibility and expense.